

公正価値会計におけるリサイクリングの相反性

宮川 昭義

要 約

本稿では、まず、いわゆる取得原価会計および公正価値会計が、会計理論としての完全性を提供するものではなく、企業の業績指標としての利益計算構造を当期純利益とするのか包括利益とするのかいずれが適当であるかを考える主観的なアプローチの違いに過ぎないことを指摘する。したがって、前者は取得原価主義会計であり、後者は公正価値主義会計であり、それぞれの利益観自体に優劣があるわけではないことを明らかにしている。

その論拠として、取得原価主義会計から見るクリーン・サープラスが、公正価値主義会計では達成されないとの批判について、ゴーイング・コンサーンを前提とする取得原価主義会計による期間損益の総和が、名目資本維持を前提とする限り全体損益と一致せず、当該期間損益には業績損益と評価損益が混在していることを明らかとしている。つまり、クリーン・サープラスそれ自身にも公正価値主義会計における包括利益的要素が含まれているのである。

結果として、「包括利益」と呼称するかぎり、それは一意の利益ではなく、「その他包括利益」をリサイクリングするかどうか今日の会計観が取得原価主義会計に依拠しているか、公正価値主義会計に依拠しているかの判断基準となることを理論分析している。公正価値主義会計において、リサイクリングを採用することは、公正価値主義会計そのものが取得原価主義会計の範囲に引きつけられていることを明らかとしている。

キーワード：収益費用アプローチ、資産負債アプローチ、認識基準、測定基準、リサイクリング

1. はじめに

包括利益の報告に関する会計基準は、1997年の米国財務報告基準審議会（FASB）の財務報告基準書（SFAS）第130号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」（現在は、FASB, Accounting Standards Codification, Topic220「包括利益」に組み込まれている）や国際会計基準委員会（IASB）の国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）」の公表により注目され、日本においても2010年の企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、包括利益会計基準）が公表された。以降、包括利益を会計上の利益情報として報告することが整備されてきた¹⁾。

他方で、当該包括利益情報の有用性をめぐっては、従前の純利益情報の有用性とたびたび比較され、1990年代に入ってから、こうした問題意識に対する実証研究がおこなわれている。たとえば、包括利益よりも営業利益や当期純利益の方が株式リターンとの関連性が高いという研究や²⁾、包括

利益情報の有用性に関する研究など³⁾がそれである。

ただし、包括利益情報の有用性の有無を分析することの重要性を認めつつ、そうした利益観がどのように生じられ、それが今日の企業会計のあり方によつてどのような変化をもたらしたかについても分析することは重要である。すなわち、結果としての分析と経過としての分析のクロージングによつてこれを分析する必要性を認めるということである。そもそも、企業会計における利益観の違い（当期純利益および包括利益の異同）は、企業会計の目的とはなにかに直接的に結びつくものであり、ひいては企業とはなにかという極めて基本的な問いに接近することとなる。

企業会計は、本来、経営管理を目的とする企業の財政状態を明らかにするため、これに関係する諸取引を認識および測定し、集計し、整理および修正し、これを最終的に外部へ報告する役割を有する。このことは、企業をとりまく利害関係者のために企業に生じた関係事象を報告する目的を有する、とも換言できる。

ただし、この場合、企業会計の主体がいかなるものかによつて企業に生じた関係事象に対する視点や認識および測定に関するアプローチが変化する。企業の財政状態を明らかにするために適用する会計処理のあり方にも影響を与えるものである。

たとえば、いわゆる所有主理論を前提とすれば、企業会計は所有主（株主）の立場でおこなわれ、他人資本と自己資本との区別は厳密におこなわれる。他人資本に代表される借入金に対する支払利息は企業にとっての費用となるのに対して、自己資本に対して分配される配当金は費用とは見なされない⁴⁾。

これに対して、いわゆる企業体理論を前提とすれば、企業それ自体が組織として独立して存在しているとする立場から、他人資本に対する支払利息にしても、自己資本に対して分配される配当金にしても、企業にとっては同様に実質的費用となる。このように、企業会計の主体が異なることは、結果的に利益観の異同となって表出されるのである。

米国では1929年の大恐慌以降、企業会計は企業体理論を前提としながら、会計基準の設定がおこなわれてきた。つまり、企業体理論を企業会計の主体とする含意は、企業を独立した組織として見なすことで、企業をとりまく各利害関係者の利害調整をはかることを目的に会計基準が整備されてきたことを意味する⁵⁾。

しかしながら、近年、企業会計に関するこうした前提が崩れてきている。その顕著な例が、包括利益情報の拡大を要求する会計思考であり、その包括利益に対するアプローチ（リサイクリングの有無）をどのように意義づけするかに求められると考える。本稿では、こうした会計思考の変化が意味することを確認しながら、その拡大によつて生じられる包括利益（うち、その他包括利益）の意義と、リサイクリング（組替調整）の本質的な意味との相反性について分析するものである。

2. 所有主理論と企業体理論

今日の企業会計における認識および測定にかかる公正価値の利用とその広がり、さらにはこれと連関する利益観の変化、具体的には当期純利益から包括利益への利益概念の広がりを見るとき、不可避的に企業会計の主体はいかなるものかという前提を整理しておく必要がある。つまり、企業会計の主体をいかなるものとするかによつて、企業に生じうる関係事象に対する視点や認識および測

定に関するアプローチは変化する。

たとえば、企業会計を企業への資本出資者やその代理人組織たる企業（総じて所有主）の立場に立っておこなうこととすれば⁶⁾、企業会計の主目的は、所有主に帰属する財産有高あるいは正味財産の増加額としての企業利益（静態論的利益概念）の算定におかれることとなる。この場合、企業財産は公正価値（時価）を基準として認識および測定されることが一般的である。

これに対して、企業会計の主体として企業体を取り上げ、企業会計は企業体という独立した立場からおこなわれるという考え方の下では、企業は継続企業的前提を取り入れて、長期的観点から一定期間における企業の経営成績（動態論的利益概念）を算定するための計算体系を打ち立てることを意味する。つまり、一定期間における企業の経営成績の算定は、当該一定期間に生じた会計事象を記録し、これを期末試算表に集計し、そのなかから当該一定期間に対応する収益および費用を認識および測定するための修正をおこない、これにより当該一定期間における損益計算書および貸借対照表が誘導的に作成される過程において求められる。また、この場合の貸借対照表は、当該一定期間の損益計算に対応しないものを集計することとなり、その後の一定期間（次期以降）における企業の経営成績を算定するための財産価値を有さない擬制的要素を包摂することとなる。

しかしながら、ここで留意が必要である。一般に、包括利益の算定に見られるように、資産および負債の取得時と現在の公正価値（時価）のズレを損益として認識および測定する利益観を会計理論体系として公正価値会計（時価会計）といい、当期純利益の算定に見られるような企業意思決定時（取引時）における時価（取得原価）をもって認識および測定する利益観を取得原価会計という。ただし、前者の公正価値会計は会計理論と結びつくかは検討する余地があるだろうし、後者の取得原価会計についても会計理論と言えるのか、という点について検討する余地があるだろう。

たとえば、利益観としての利益概念の拡大（包括利益）は、期首および期末における正味財産の変動の認識および測定にその本質を求めるものである。誤解をおそれずに言えば、ある一時点における資産および負債の完全な公正価値評価が可能であれば、期中における企業独自の努力と成果に関する情報は総体的な利益計算の一部に過ぎないこととなり情報価値の面で劣位におかれることとなる。この場合に会計理論なるものは必要となるだろうか。とりわけ、包括利益の認識および測定と所有主理論が結びつくとき、それは所有主（株主）による持分の計算であり、配当可能利益（主に利益剰余金）の計算とは異なる。これは企業価値の計算である。つまり、公正価値会計の本質は、価値計算そのものであって、そこに会計理論はなく、価値測定の問題に収斂される⁷⁾。

これに対し、取得原価会計は会計理論と言えるだろうか。今日、会計に関する全体的性格を公正価値会計と取得原価会計という二項対立によって説明しようとする場合が多く見られる。しかし、取得原価会計は静態論的利益とそれを算定するための測定方法としての正味財産計算のアンチテーゼとして考案された計算構造であって、それ自体が完全な会計理論とは言えない。むしろ取得原価会計は、不完全な公正価値測定を捨象して客観性の高い情報により利益計算方法を求めていこうとする一種の「主義」であって「理論」ではない⁸⁾。

「理論」というものが完全性を求めるものであるなら、取得原価会計はむしろ取得原価主義会計と呼ぶべきものであり、公正価値会計は公正価値主義会計と言うべきものである。したがって、前者の主義に基づく利益観に代表される当期純利益と、後者の主義に基づく利益観に代表される包括利益（当期純利益+その他の包括利益）のいずれかに優劣があるのではなく、企業の業績指標とし

ていずれが適当と考えるかの主観的なアプローチの違いに過ぎない。

3. 収益費用アプローチにおける利益計算

このように考えると、取得原価主義会計および公正価値主義会計の間の異同は、利益計算に至るまでのアプローチの違いに収斂されるのである。そして前者を一般に収益費用アプローチ、後者を資産負債アプローチと言う。1976年にFASBが公表した討議資料『財務会計及び財務報告のための概念フレームワーク：財務諸表の構成要素とその測定に関する論点の分析』では、収益費用アプローチにもとづく損益法を「収益費用観（revenue and expense view）」、資産負債アプローチにもとづく財産法を「資産負債観（asset and liability view）」と紹介しているが、まさに両者は利益計算に対する見方（view point）の異同を明らかにしたものである。

周知のように、これまでも利益の算出方法には2つの方法が存在すると説明され、前者を「損益法」、後者を「財産法」と呼んできた。これは、利益の算出方法における一定の手順の異同を表したものであり、その基底には上記の「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」があることは言うまでもないであろう。

さて、収益費用アプローチにもとづく損益法では、期中における具体的な利益計算として、

$$(\text{期中収益総額} - \text{期中費用総額}) + (\text{期中利得額} - \text{期中損失額}) = \text{当期純利益 (または当期純損失)}$$

で求められることとなる。つまり、損益法では貸借対照表を経由せず、損益計算書によって利益計算（損益計算書等式）がおこなわれるため、収益がどのような理由により認識測定されるか、またあるいは既発生の費用のうち、当該収益に対応する費用をどのような理由により認識測定するかが決定的に重要であり、結果的に期中の記録により誘導的に利益計算することが不可欠である（誘導法）。

今日まで会計学における主要な論点は、誘導法による理論化および精緻化が試みられてきたのである。この場合の収益費用アプローチは、会計の目標を企業の効率性を理解する尺度となる利益計算が最も重視される。当該効率性は経営上の成果とそれに対応する努力との対応関係によって把握されることから、上述のように、「収益の認識測定」とそれに対応する「費用の認識測定」をいかにおこなうかが会計学の中心課題となる。結果として、一会計期間における収益と費用との差額により利益は定義されることとなる。

また、利益の源泉となる収益の認識測定には、「企業がどのように収益をもたらしたのか」という、経営上の意思決定による「行為」と「結果」が紐付くこととなり、利益計算の含意は企業およびその経営者の意思決定の是非および経営能力を測る重要な尺度となるのである。さらに、経営能力のおよぶ時間的猶予として、当該利益が企業ないしその経営者の経常的、正常的および長期的な業績指標であることから、中長期的な観点からこれを捉えようとする。

このことは結果として、非経常的、異常的および短期的な事象に起因する収益および費用は当該利益計算に歪みをもたらすため、数会計期間にわたる平準化を正常な思考とみなすのである⁹⁾。このような平準化思考の下で複式簿記による継続記録を前提とする場合、収益費用アプローチにより

作成される貸借対照表上の資産、負債などの要素は、収益とそれに対応する費用が計上された後の残余部分となる。したがって、当該残余部分には、企業の経済的資源（経済価値）とは言えない項目が含まれる。

このように収益費用アプローチにおける資産・負債の測定属性は、収益および費用が支配的概念となるため、突き詰めれば利益計算の構造的特徴の一つとしてどの時点で収益および費用を認識し、どのように収益および費用を測定するかということが重要な関心事となる。また、この際に留意すべき点として、収益費用アプローチでは、資本と利益の区分を旨とする構造的特徴を有しているため、当該利益計算で求められる利益は、貨幣的裏付けのある処分可能利益であることも必要とされる。

そのため、収益は発生主義にもとづいて認識されたもののうち、貨幣的裏付けの蓋然性が高いことが求められ、これを実現主義として限定的に認識することとなるのである。そして、これに対応する発生費用を控除することで利益が算定される。また、収益および費用の測定についてはそれぞれ収入額および支出額を基礎とする。このように、収益費用アプローチは、取引を基礎とする会計を重視しており、簿記による継続記録と不可分な関係性にある。

以上のことから、収益費用アプローチにおける認識および測定は、収益認識における実現主義との関係より「歴史的原価（historical cost）」が採用（あるいは固執）されることとなる¹⁰⁾。ただし、当該収益に対応する費用をどのような理由により認識測定するかが決定的に重要であるとしながら、一面では収益に対応する費用の認識測定については当初より不完全さを払拭できないまま利益計算がおこなわれる¹¹⁾。以下にその例を示してみよう。

図1によれば取得原価主義による利益計算においては、売上総利益を計算する時点で本業（仕入および製造、販売）による業績損益と保有資産（商品、製品）の評価損益が混在することとなる。つまり、仮に所有主理論に基づいて、投資家が経済的意思決定にあたって、経営者の能力を見極めようとするとき、業績損益と外的要因により変動する評価損益（不労損益）が混在した利益情報が経営者の能力を客観的に判断する有効な指標となるかは留意が必要である¹²⁾。

	仕入	販売		取得原価主義	公正価値主義
				P/L	P/L
購買市場価格	100	110	保有評価益	売上高	165
売却市場価格	150	165	業績益	売上原価	100
取得時		販売時		売上総利益	65
				業績損益 評価損益 の混在	55
					業績損益 のみ

図1 利益計算における取得原価主義の不完全性（時間的対応の不完全性）

つぎに図2によれば、取得原価主義会計のもう一つの特徴とされる、収益および費用の対応関係

についても、当該当期純利益計算において因果的対応のみにとどまらない。このほかに当該会計期間における利得額および損失額により利益計算されることとなる。収益と費用は成果と犠牲の対応関係に利益計算構造としての因果的対応に説明可能性を求めることができる（当期業績主義）が、利得および損失は独立して生成される因果的非対応な要素である。つまり、厳密な意味では損益法は収益費用アプローチを基底としながら、計算構造としては（期中収益額－期中費用額）＋（期中利得額－期中損失額）＝利益額となり、対応関係によって理論的説明をしようとするると不完全なものとなるのである。これは処分可能利益を計算すること（包括主義）が目的であり、理論的に誘導された利益であるとの説明はより難しくなる。

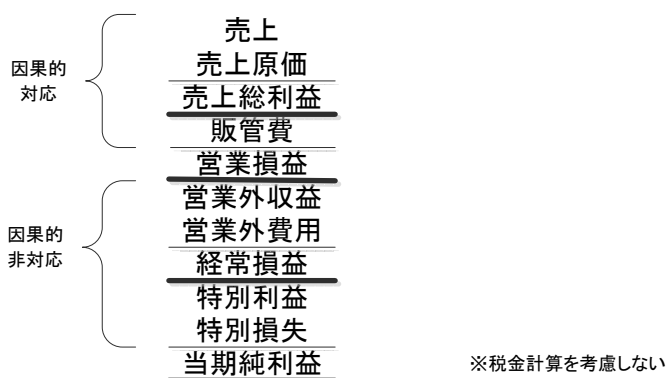


図2 利益計算における取得原価主義の不完全性（因果的対応の不完全性）日本の場合

4. 資産負債アプローチにおける利益計算

一方、資産負債アプローチにもとづく財産法では、具体的な利益計算として、

$$\text{期末資本} - \text{期首資本} = \text{当期純利益（または当期純損失）}$$

で求められることとなる。期末資本および期首資本は、前者が期末時点における資産と負債の差額によって求められ、後者は期首時点の資産と負債の差額によって求められる。つまり、財産法はさらに、

$$\begin{aligned} \text{期末資産} - \text{期末負債} &= \text{期末資本} \\ \text{期末資産} - \text{期末負債} &= \text{期首資本} + \text{当期純利益} \end{aligned}$$

と表されることとなる。財産法では計算方法的に資産および負債の認識評価によってのみ利益計算がおこなわれる。資産負債アプローチは、資産および負債を定義することからはじめ、当該利益計算は一会計期間における正味財産の増分の測定値とする。つまり、この場合の「当期純利益」は、

財産法固有の「当期純利益」であって、損益法における「当期純利益」と本質的に異なる。財産法がこうした利益計算を求める背景には、収益費用アプローチによって測定される利益に対する批判がある。

収益費用アプローチにおいて利益計算の根拠となる収益および費用概念が不明確であり、当該利益計算は企業の期間利益に対する恣意的な姿勢によってボーダレスとなる。そのため、収益および費用が期間損益計算上、適正に対応しているかについても企業の恣意的な判断が混入し、結果、個々の会計処理を通じて歪んでいるのではないかとの疑念が生じる。

したがって、その判断は前提となる収益および費用の定義が不明確であるが故に必ずしも明確なものとならず、当該判断も最終的には個人的解釈に大きく依存するため利益測定の基準を満たさないのではないかと批判にさらされるのである。つまり、収益費用アプローチの否定的命題として、利益計算を資産および負債に紐付けて測定するよう主張するのである。

さらに、こうした主張を補強する視点から、企業活動の目的がその富を増大させることであり、この場合の利益は企業活動の結果として富がどれだけ増加したかを示す尺度であると主張する。そして、その富の増大を測定する対象として資産および負債を「企業の経済的資源」（資産）および「将来他のエンティティに資源を引き渡す義務」（負債）とし、収益費用アプローチにおける収益と費用の対応関係による利益計算上生じる繰延項目は排除されるべきであるとの結論に至るのである。このように、資産負債アプローチにおける利益計算は、資産および負債の変動により定義され、一会計期間における企業活動の最良かつ唯一の確実な証拠となるというものである¹³⁾。

ただし、上記のような結論は収益費用アプローチの有する内生的矛盾の批判を意味するものであるが、そもそも収益費用アプローチが論理的に矛盾していることを前提とした利益計算方法であることは前述のとおりである。一般によく知られているように、収益費用アプローチは一定期間における企業の経営成績を算定し、これを明らかにすることを主目的とする。そして当該経営成績を継続的に観察する継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提を取り入れる。

しかし、継続企業の前提は、単に企業が継続的に存続するということの意味するものではなく、それは事業活動の継続性を包摂する概念である。つまり、事業活動の継続性という基礎的概念の上に継続企業の前提が存するのである。したがって、この継続企業の前提にしたがって作成される貸借対照表に記載される項目および金額は、次期以降の期間損益計算に引き継がれる残高表を意味することもよく知られていることである。

そして、この場合に作成される損益計算書および貸借対照表は、一会計期間における会計記録として計上される取引を期末に集合（期末試算表）させ、それから誘導的に損益計算書および貸借対照表が作成されるものである。つまり、収益費用アプローチはいずれの財務諸表にも収容されない項目を排除することをまず要求するのである。この場合の貸借対照表が一会計期間の損益計算と以降の損益計算をおこなうための連結環と言われる所以である。

しかし、次の点はどうか。収益費用アプローチは適正な期間損益計算により当該会計期間における企業の経営成績（当期純利益）を算定するための手段として、貸借対照表が損益計算書に比して劣位に置かれる。そうした貸借対照表の情報的不備（この場合は資産負債アプローチにおける純財産増加計算の不備）を覆う説明として、期間損益の総和が全体損益に一致するという説明がなされることがある。ここで全体損益とは、事業の開始から解散に至るまでを一会計期間として計

算した場合の累計損益であり、当該損益はその間（全体期間）における企業が受入れた総収入と総支出との差額によって計算されるものであるとされる。他方、期間損益はその間（通常は1年）に計上された収益と費用との差額によって計算される損益であり、当該期間損益を毎期累計していくとき、解散時の全体損益に一致するように考慮することが求められるとする。いわゆる『一致の原則』である。

この場合、全体損益は事業解散を前提として計算されるものあり、当該総収入および総支出は企業の解散時における全資産の処分価額と全負債の返済額によって計算する方法となる。すなわち、ここでいう資産負債アプローチによる純財産の有高を確定することによって利益を算定する方法をとることとなる。これに対して、期間損益は、継続企業を前提とするものであり、期間損益をいくらか集計し、この総和を継続企業の前提に沿って累計するかぎり全体損益には一致しない。全体損益と期間損益と一致させるためには、毎期の期間損益に加えて当該期間における解散損益（事業解散時に生ずるはずの財産処分損益の当期分）を合算する必要がある。

全体損益と期間損益の累計額が一致すると説明する限り、この場合の収益費用アプローチは事業の存続期間が極めて短期間である限りにおいて妥当する考え方であって、継続企業の前提と相矛盾する。仮に当該一致の原則が収益費用アプローチにおける利益計算について矛盾しないとするなら、長期的に貨幣価値がまったく変動しない（資産および負債の再評価の必要がない）場合に限定される。しかし、これは極めて例外的現象である。

貨幣価値に変動が生じる場合に、継続企業の前提にもとづき期間損益計算を当該会計期間における収入と支出との差額によって利益計算がなされるという制約下においては一致の原則に関する説明は当初より論理的に破綻していることとなる。前述のように「損益法における当期純利益」と「財産法における当期純利益」とが同値（クリーン・サープラス）になることは事実上ない。本源的な意味で財産法は、企業の保有する資産が貨幣性資産（財産）のみで成立するような単純なケース（小規模企業）では情報価値は高いが、企業の保有する資産構成が複雑化するケース（大規模企業）では当該情報価値は減じることとなる。

5. クリーン・サープラスとリサイクリングの関係

これまで一般に「取得原価会計」では損益計算書の利益と貸借対照表の純資産変動（増資および原資、配当など除く）が一致しており、いわゆるクリーン・サープラスが達成されると言われてきた。しかし、これまでの分析および図3にあるとおり、「取得原価会計」は名目資本維持を採用する限り、計算構造上、本来の意味での期間利益の累計が全体損益と一致することはない。さらには、取得原価を評価基準として採用しつづける限り、継続企業の前提すら理論的には達成できない。つまり、収益費用アプローチの理論的拠りどころとしながら、名目資本維持と紐付く取得原価を評価基準として採用することは中長期的な観点ではクリーン・サープラスにそもそもならないのである。

クリーン・サープラスを達成すべしとの議論は、その他有価証券などの時価評価について、損益計算書を介さない資本直入によって純資産が変動することで損益計算書と貸借対照表の分断が生じていることが問題視されたものである。ただ、当該評価損益を資本直入処理した背景には、それが

事業成果に該当しないため損益計算書に計上することが不適切であるとの指摘によるところが大きい。

この場合、事業成果と見なされない評価損益の計上を認めてこなかった取得原価会計を是とするなら、その理論的根拠の一つとされる期間損益の累計額と全体損益の一致という説明を取り下げる必要がある。逆に、期間損益の累計額と全体損益の一致を維持しつづけるのであれば、評価損益の資本直入は取得原価会計の抱える計算構造上の問題点を修正する手段として位置づけられ、それは評価基準の多くを取得原価とする「取得原価主義会計」と言うべきである。

	貨幣資本維持		実体資本維持
	名目資本維持	実質資本維持	
維持すべき資本	名目額	一般購買力	物財そのもの
売上原価	取得原価 (物価変動を考慮しない) 100	一般購買力 (物価変動を考慮する) 110	個別物価 (物価変動を考慮する) 120
売上高	150		
期間利益	50	40	30
期間利益の意味	投下資本を名目的に 維持した後の回収余剰	投下資本の物価変動を 考慮した後の回収余剰	投下資本の個別物財 物価変動を考慮した 後の回収余剰
実務性	◎ (容易)	○ (より困難)	△ (困難)
継続企業の前提	△ (再調達不能)	○ (一般的再調達可)	◎ (個別的再調達可)

図3 クリーン・サープラスにかかる資本維持と期間利益との関係性

つぎに、もし評価損益の資本直入を「取得原価会計の修正」である「取得原価主義会計」と理解せず、クリーン・サープラス達成を強い目的とするなら、そもそも事業成果たる当期純利益と評価損益たるその他の包括利益を合わせた包括利益という会計用語を用いず、単に期首および期末時点における純資産の変動額をもって利益とすればよいのである。つまり図4に示すとおり、「包括利益(当期純利益+その他の包括利益)」とする限りにおいて「完全な公正価値会計」ではなく、取得原価主義会計よりもクリーン・サープラスの考え方をより強調した「不完全な公正価値会計」たる「公正価値主義会計」と言うべきである。その意味において、この場合の公正価値主義会計は、これまで述べてきたような財産法とも異なる。

さらに、公正価値会計では期首および期末時点の資産および負債の公正価値を評価基準とし、当該純資産の変動額を利益とすれば良く、この場合には会計帳簿の作成によって誘導的に利益計算する必要を認めない。したがって、利益概念を「包括利益」とする以上、帳簿作成によって誘導的に

当期純利益を計算する道を残していることは、やはり「完全な公正価値会計」ではなく、公正価値会計と取得原価会計を結ぶ線のいずれかに重心がかかった程度の違いでしかないとも言える。そして、その重心がどの程度の部分にあるかを判断する材料としてリサイクリングが位置づけられることとなる。

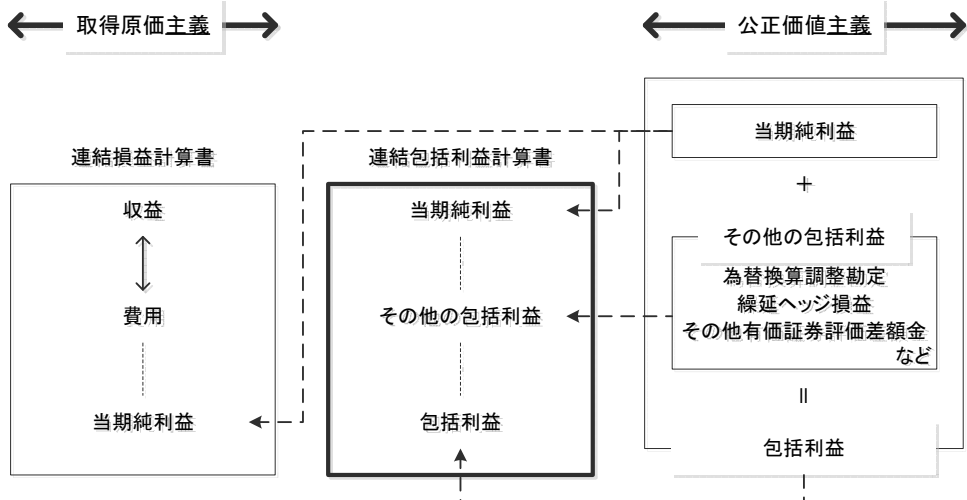


図4 公正価値会計の不完全性（公正価値主義会計）

周知のようにリサイクリングは、過去に時価評価による評価損益を包括利益としてきたものを、実現主義に基づいて実現損益たる当期純利益として組み替える処理である。たとえば、株式の持合に代表されるその他有価証券などに見られる、損益計算書を介さず純資産の変動をもたらすケースでは、取得原価と期末時価評価との差額は当該期末時点で包括損益として認識される。他方で、当該その他有価証券を売却し実現損益が生じた場合、その扱いをどうするのが問題となる。

「公正価値会計」の側から見れば、当期純利益は包括利益そのものであり、そもそも「取得原価主義会計」における当期純利益とその他の包括利益を峻別する積極的な理由を有さない。たとえば、その他有価証券を売却し、実現損益が生じても過去に包括利益として認識しており、殊更実現損益として認識する必要がない「利益」そのものである。いわば「包括利益」は創られた利益概念であり、「包括」という枕詞がある限り公正価値会計ではない。そして当期純利益と包括利益の隙間にある「その他包括利益」は、「公正価値会計」の側からみれば実務的に完全に「利益」とすることができないバッファーであり、「取得原価会計」から見ればこれまで達成されることのなかったクリーン・サープラスにかかる追加情報としての意味合いとなる。

では、リサイクリングをクリーン・サープラスの達成という観点以外から見るとどのように説明可能となるだろうか。結論から言えば、図5にあるとおり、リサイクリングをおこなう限り、それは企業会計の目的が現実に生じた企業活動の成果の把握に帰着し、結局のところ企業会計の社会的責任として現在株主に対する会計責任（受託責任）に収斂するということと同じである。

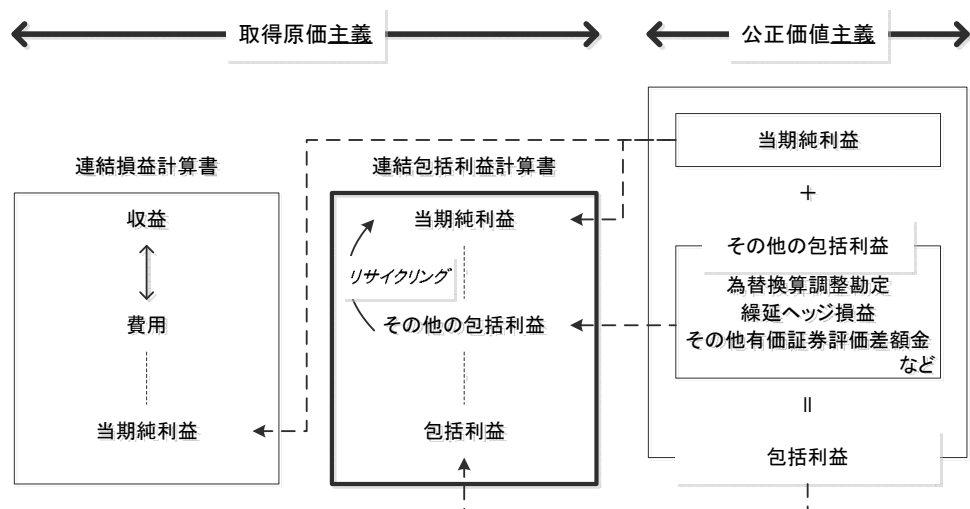


図5 取得原価主義におけるリサイクリング

企業会計におけるこうした社会的責任を履行するためには、継続かつ整備された記録構造が不可欠である。なぜなら、株式会社における現在株主からの会計責任（受託責任）として、提供された資金がどの程度効率的に運用されたが重要な関心事であり、その指標としての利益計算の過程が明示的である必要がある。

他方、株式会社それ自体も利潤追求のために設立されるものであるから、現実には生じた企業活動の成果の把握が自己目的と合致する。そして当該利益は現在株主および株式会社双方にとって処分可能利益の算定過程を辿ることが可能であることこそが利害調整機能という役割を担うこととなる。

このため利害調整機能という立場からは、現実には生じた企業活動の成果をもって追加情報たるその他包括利益を当期純利益の計算要素として算入させる必要が生じる。このように、リサイクリングは収益費用アプローチに基づく当期純利益と資産負債アプローチに基づく包括利益という全く異なる利益概念の共存を企図しながら、これを図5のように取得原価主義会計に引きつける役割を担っている。つまり、リサイクリングは、本来の公正価値会計（あるいは公正価値主義会計）のあるべき姿と相反する処理であって、リサイクリングという処理を維持する限り、広義の取得原価主義会計と言えるものなのである。

おわりに 公正価値会計におけるリサイクリングの相反性

本稿では、今日の企業会計が、認識および測定の点で公正価値評価に大きく傾斜しているとする一般的な見解を踏まえながら、他方でそれが純粋な公正価値会計として成立し得ないことを指摘してきた。たしかに現代の企業会計は、資産、負債、株主資本、収益および費用といった5つの要素の認識および測定について公正価値評価の領域を拡大させている。しかし、現実問題として、これ

ら5つの要素をすべて公正価値で評価することは不可能であり、見方を変えれば従前の取得原価主義会計の付加的あるいは補完的情報を貸借対照表に盛り込むことで、取得原価主義会計に対する批判を和らげることを目的とするものと言えるかもしれない。そしてリサイクリングはそうした公正価値評価による付加的あるいは補完的情報を取得原価主義会計に引きつける象徴的な処理であり、公正価値会計（あるいは公正価値主義会計）からは極めて相反的な存在となっているのである。

では、今後の企業会計がはっきりと公正価値会計を目指した場合、リサイクリングはなくなるのであろうか。少なくともIFRS（国際財務報告基準）はそうした方向を目指していることが見て取れる。取得原価主義会計にみられた（利益平準化も含めた）利益操作を排除すべく転換した利益観、すなわち、包括利益こそがIFRSにとっては利益そのものである以上、リサイクリングの存在は自己否定につながるものである。したがって、IFRSは今後もリサイクリングを認めない方向で理論的説明可能性を模索するだろう。しかし、「模索をする」ということは包括利益を利益そのものとするという目的化が表れることを意味しており、理論的に導出された利益と言えなくなる可能性を否定できない。

さらに、会計情報利用者による意思決定と、それに資する情報の透明性という視点からは、そもそも一意の利益概念でなければならぬ必要性もないかもしれない。取得原価主義会計の視点からは、静的な会計情報に対するアンチテーゼとして動的な会計情報が情報価値として会計情報利用者の目的に適っているとの前提に立って、理論的説明可能性を考究してきたことと同じように、社会科学の一領域たる会計学において、自然科学的な一意の理論による説明は基本的に不可能である。「取得原価会計」および「公正価値会計」は一種の特異点なのである。結果的に、「取得原価主義会計」と「公正価値主義会計」の間に、それぞれの情報利用者の利用目的に適当な点あるいは領域があり、リサイクリングはその点あるいは領域を取得原価主義会計に引きつけるものであり、現代の企業会計を公正価値主義会計というのであれば、そこにリサイクリングが存在するかぎり、これすらも取得原価主義会計の範囲内にあると言えなくもないのである。

《注》

1) 従前の米国基準では、包括利益とその構成要素を次のいずれかの方法により表示することが求められていた。

- (1) 親会社株主に帰属する当期純利益とその他の包括利益を1つの計算書（損益及び包括利益計算書）で表示する方法（いわゆる「1計算書方式」）。
- (2) 親会社株主に帰属する当期純利益の内訳は、損益計算書において表示し、その他の包括利益の内訳と包括利益合計は、当期純利益より開始する計算書（包括利益計算書）で表示する方法（いわゆる「2計算書方式」）。
- (3) 親会社株主に帰属する当期純利益の内訳は、損益計算書において表示し、その他の包括利益の内訳と包括利益合計は、持分変動計算書で表示する方法（いわゆる「持分変動計算書方式」）。

上記方法のうち、米国会計基準により財務諸表を作成する企業の多くは(3)「持分変動計算書方式」を採用してきた。2007年にIAS第1号「財務諸表の表示」（2007年改訂）を公表し、「1計算書方式」を推奨する方式とし、2008年にはFASBとIASBが共同で公表した討議資料において、「1計算書方式」へ一本化する提案が示された。2010年に両審議会から公表された公開草案においても「2計算書方式」を廃止し、「1計算書方式」で表示することが提案された。

しかし、当該公開草案に対するコメントの多くが「1計算書方式」で表示することに反対する意見であった。このため、IAS1では、依然として「1計算書方式」および「2計算書方式」の選択適用を認めている。なお、米国会計基準で認められてきた「持分変動計算書方式」は認められていない。

- 2) Cheng, C. S. A., J. K. Cheung and V. Gopalakrishnan, "On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns," *Accounting and Business Research*, March 2012, pp. 195-203. および Dhaliwal, D., "Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance?" *Journal of Accounting & Economics*, January 1999, pp. 43-67. など参照されたい。
- 3) Kanagaretnam, K., G. J. Lobo and D. J. Whalen, "Relationship Between Analyst Forecast Properties and Equity Bid-Ask Spreads and Depths Around Quarterly Earnings Announcements," *Journal of Business Finance & Accounting*, November 2005, pp. 1773-1799.
- 4) 米国における所有主理論の初期展開としては、Hatfield, H. R., *Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton 1909, W. M. Cole, *Accounts, Their Construction and Interpretation for Business Men and Students of Affairs*, Houghton Mifflin 1908, および C. E. Sprague, *The Accountancy of Investment*, The Ronald press company, 1914 などの貸借対照表学説が代表的なものである。他方で、当該、貸借対照表学説に依拠しすぎる結果として、いわゆる企業の継続性が認めがたくなるという欠点がある。そのため、所有主の代理人として抽象化された企業体の存在を認めることとなるが、これはあくまで所有主を主体とする会計単位として企業体を認めることであって、企業体理論とは異なる概念となることに留意が必要である。
- 5) ドラッカーによる企業マネジメントの観点からも、当時の企業会計が企業体理論によるものであったことが見て取れる。たとえば「会社にとって必要とされるのは、競争上の業績の評価から外部的変動要因を除去するような、そして非人格的かつ客観的な基準で会社に対してその経営者の業績測定を可能ならしめる測定尺度であり、効率的組織としての存続が会社制度としての第一の原則である」という主張がそれである。当時において、企業マネジメントの立場からも、今日のような株主至上主義のような発想がなかったことが理解できる。くわしくは、Drucker, P., *Concept of the Corporation*, The John Day Company, 1946 (下川浩一, 邦訳『現代大企業論(上)』未来社, 1966年, 63-64頁)を参照されたい。
- 6) ペイトンのように、企業会計の主体を特定の利害関係者を代表する組織(企業体)とする見解が見られるが、この場合の特定の利害関係者とは多くの場合、資本主(所有主)の集合体あるいは代理機関であり、実質的に所有主理論の類型理論と考えて良さそうである。本稿では、社会的制度として独立に存在する企業体理論と区別するため、こうした所有主代理的企業体理論を所有主理論として理解することとする。Paton, W. A., *Essentials of Accounting*, Macmillan, 1949, pp. 4-5を参照されたい。
- 7) 会計測定論については、「伝統的」な会計測定の理論的枠組み(具体的には取得原価主義会計)では、会計情報利用者の情報開示要求に適合する情報を提供しておらず、会計情報利用者の意思決定に有用な会計情報とは何かという観点から、経済的実態のオン・バランス化という、これまでとは異なった会計観およびそれに沿った会計測定論の構築を目指すことが模索された。そのきっかけとなったのは、The American Accounting Association, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, 1966である。その他、会計測定論に関する論考については、佐藤靖『動的会計測定論』同文館, 1995, 木戸田力『会計測定論の再構築——意味論的考察を中心として——』同文館, 1995年および岡本治雄「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考——取引アプローチと評価アプローチとの比較」『経理知識』, 第78号, 1999年, 33-46頁などを参照されたい。
- 8) 静態論的利益概念から動態論的利益概念へ転換したことにより、たとえば資産会計論などの研究領域が着目されるようになる。つまり、資産≠財産とされ、資産の本質とは何かという論争にまで発展することとなる。詳しくは藤森三男「第3章 資産会計論」(山榎忠恕編『文献研究現代の会計学』国元書房, 1966年, 183-243頁所収)を参照されたい。
- 9) 留意して欲しいのは、当該利益計算において、ここではいわゆる当期業績主義および包括主義を議論するものではないという点である。当期業績主義は、特別損益を考慮しない経常利益が企業の正しい収益力を指し、また利害関係者の関心も経常利益ではないかとの論拠による。他方、包括主義は処分可能利益、すなわち税引き後の当期純利益こそが損益計算書に表示すべき利益だとしている点に違いがある。しかし、ここではこうした異同ではなく、両者がともに取得原価主義会計の中における利益観の違いに過ぎず、とりわけ取得原価主義会計には利益計算の平準化という特徴が強調されることを指摘するものである。
- 10) 岩田巖『利潤計算原理』同文館, 1987年, 92頁。
- 11) 損益法における利益計算方法は収益および費用の対応関係のみにとどまらない。このほかに当該会計

期間における利得額および損失額により利益計算されることとなる。収益と費用は成果と犠牲の対応関係に利益計算構造としての蓋然性を説明可能であるが、利得および損失は独立して生成される。つまり、厳密な意味では損益法は収益費用アプローチを基底としながら、これが計算構造としては（期中収益額－期中費用額）＋（期中利得額－期中損失額）＝利益額となり、対応関係によって理論的説明をしようとする不完全なものとなる。

- 12) 現行の損益計算書が当期業績主義ではなく包括主義を採用する論拠として、前述の処分可能利益を重視するというもののほかに、期間利益の総和は全体利益に等しいといういわゆる『一致の原則』に反するためとの論拠がある。しかし、後述するように、全体利益の計算は会社を清算する場合の利益であり、名目資本維持による期間利益は当初から歪んだものとなり、そのことが取得原価主義の特徴でもある。
- 13) FASB, *Framework for Financial Accounting Reporting*, 1976, par. 48

参考文献

- (1) The American Accounting Association, *A Statement Of Basic Accounting Theory*, 1966.
- (2) Cheng, C. S. A., J. K. Cheung and V. Gopalakrishnan, "On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns," *Accounting and Business Research*, March 2012.
- (3) Cole, W. M., *Accounts, Their Construction and Interpretation for Business Men and Students of Affairs*, Houghton Mifflin 1908.
- (4) Dhaliwal, D., "Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance?" *Journal of Accounting & Economics*, January 1999.
- (5) Drucker, P., *Concept of the Corporation*, The John Day Company, 1946（下川浩一、邦訳『現代大企業論（上）』未来社、1966年）
- (6) FASB, *Framework for Financial Accounting Reporting*, 1976.
- (7) Hatfield, H. R., *Modern Accounting, Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton 1909.
- (8) Kanagaretnam, K., G. J. Lobo and D. J. Whalen, "Relationship Between Analyst Forecast Properties and Equity Bid-Ask Spreads and Depths Around Quarterly Earnings Announcements," *Journal of Business Finance & Accounting*, November 2005.
- (9) Paton, W. A., *Essentials of Accounting*, Macmillan, 1949.
- (10) Sprague, C. E., *The Accountancy of Investment*, The Ronald press company, 1914.
- (11) 岩田巖『利潤計算原理』同文館、1987年。
- (12) 岡本治雄「伝統的会計パラダイムにおける会計測定論再考——取引アプローチと評価アプローチとの比較」『経理知識』、第78号、1999年。
- (13) 木戸田力『会計測定論の再構築——意味論的考察を中心として——』同文館、1995年。
- (14) 佐藤靖『動的会計測定論』同文館、1995年。
- (15) 藤森三男「第3章 資産会計論」（山榊忠恕編『文献研究現代の会計学』国元書房、1966年所収）

（原稿受付 2017年10月30日）